

災害の教訓を忘れることなく



消防庁次長 市橋 保彦

4月1日に消防庁次長に就任いたしました。よろしくお願いたします。

私の消防庁勤務は今回で4度目となります。最初は、平成元年の4月から2年間特殊災害室で石油コンビナート災害や原子力災害などを担当しました。今からは考えられないことですが、当時は原子力防災訓練で住民参加の避難訓練をすることの是非が国会等で議論されておりました。原子力行政所管省庁は、防災業務関係者が自らの業務に習熟するよう訓練を行えば十分という見解で、住民参加の訓練には、たとえそれが模擬住民の参加という形態をとったものであっても極めて否定的だったのを覚えています。さらに原発立地自治体からは、原子力災害の特別法を制定すべきとの要望もなされておりましたが、これにも関係省庁は消極的でありました。

その後平成11年の東海村ウラン加工施設における臨界事故を契機に原子力災害対策特別措置法が制定され、原子力緊急事態への対応等が制度化されました。そして、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故。原子力災害対策は抜本的に見直され、実際に緊急事態が発生したときに十分機能するように実効的な対策が講じられることとなったのです。

2度目の消防庁勤務は平成7年7月から平成9年3月までの総務課勤務です。消防庁の重点施策の企画立案、予算の確保、組織体制の強化等を担当し、特に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた消防防災体制の充実強化に取り組みました。このなかでは、震度情報ネットワークシステムの整備事業が強く記憶に残っています。阪神・淡路大震災ではとにかく被害情報の把握に時間を要しました。この事業は、全国の市町村に震度計が設置されていれば、どの程度の地震が発生したのか全体像を即時に把握でき、また仮に震度計が被災し情報が取れない場合にはそのこと自体が貴重な情報となり、国や都道府県の初動対応に生かせるという考えに基づくものでした。これを都道府県の事業として位置づけ、財政当局と調整し、国庫補助率2分の1、かつ裏負担は補正予算債で対応できると整理しました。

この時整備された震度情報ネットワークの更新に3度目の消防庁勤務に関わることとなります。3度目は平成21年7月から総務課長として1年間勤務しました。12年ぶりの消防庁勤務で、この間、緊急消防援助隊の法制化、危機管理センターの整備、国民保護・防災部の設置など消防庁の危機管理体制は大きく強化されておりました。着任する前となりますが、平成21年5月の「経済危機対策」に基づき補正予算が成立し、この中で、先ほどの震度情報ネットワークシステムの全国一斉更新に全額国庫負担による交付金事業で取り組むこととされました。このほか、J-ALERTの全国一斉整備や緊急消防援助隊の装備の充実強化等のための経費含め、消防庁関係で総額520億円が盛り込まれておりました。着任後、これらの経費が政権交代に伴う予算の見直しの対象となり、執行停止できる事業がないのか等について省内で厳しい議論がなされました。結果的には事業の必要性等について理解を得、不用額や官庁営繕費等73億円の執行を停止したものの、根幹となる事業費は確保することができました。その後、平成22年度当初予算編成に合わせて事業仕分けが実施され、消防防災施設整備費補助金および緊急消防援助隊設備整備費補助金が対象とされ、結果的にそれぞれ対前年度比3パーセント減、5パーセント減で予算計上されることとなりました。

今回消防庁に戻ってきてみると、東日本大震災後の累次の補正予算等で緊急消防援助隊の設備補助金や無償貸与資機材の整備に係る予算措置が大幅に拡充されておりました。3年前とは様変わりだなあと率直に驚いています。

これは自らを省みての反省でもあるのですが、甚大な被害をもたらした災害から時間がたつと、ともすれば消防防災体制の充実強化の必要性、緊急性に対する認識が薄れがちになってしまいます。そうならないよう常に緊張感を持続させつつ職務にあたっていかなければならないと肝に銘じています。皆さんと一緒に、我が国の消防防災行政の推進のため全力を尽くして参る所存です。どうぞよろしくお願いたします。